

千代田区公契約条例に係る
アンケート調査
＜報告書＞

平成 28 年 2 月
千 代 田 区

目次

I 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回収結果	1

II 調査の結果

(1) 従事者等への公契約条例の周知方法	2
(2) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無	3
(3) 公契約条例適用による事務負担	3
(4) 賃金を上げた従事者の有無	4
(5) 賃金を上げた従事者の割合	4
(6) 適用案件に従事する従事者の人数・構成	5
(7) 従事者の労働意欲向上への効果	6
(8) 従事者の生活安定への結び付き	6
(9) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法	7
(10) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法	8
(11) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望	8
(12) 賃金実態	9

III 調査票

(1) 工事請負	11
(2) 業務委託	15

I 調査の概要

1. 調査目的

平成 26 年 10 月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

2. 調査設計

- (1) 調査対象 工事請負契約の受注者 3 者
業務委託契約の受注者 22 者 合計 25 者
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法
- (3) 調査期間 平成27年11月30日～12月25日

3. 調査項目

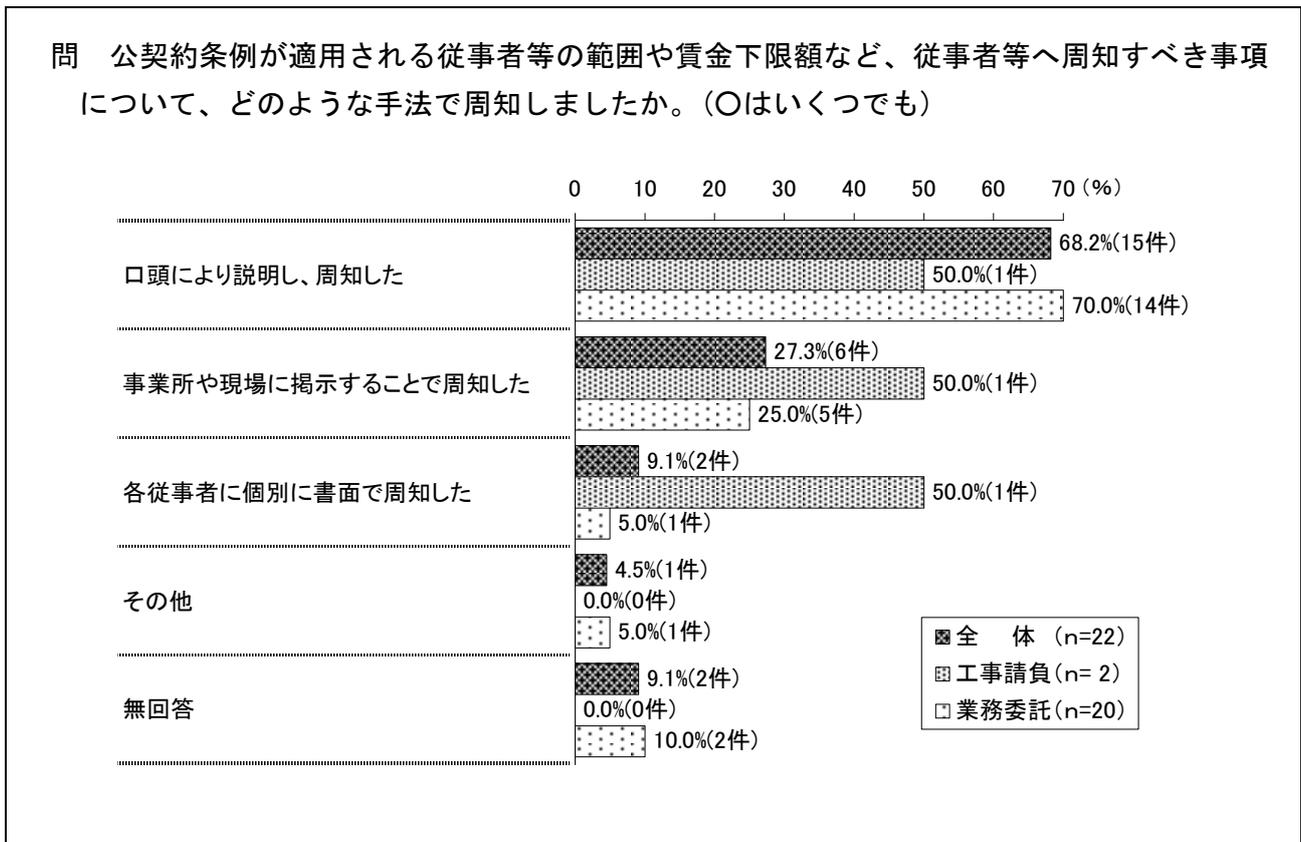
- (1) 従事者等への公契約条例の周知方法（工事請負：問 1、業務委託：問 1）
- (2) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（工事請負：問 2、業務委託：問 2）
- (3) 公契約条例適用による事務負担（工事請負：問 3、業務委託：問 3）
- (4) 賃金を上げた従事者の有無（工事請負：問 4、業務委託：問 4）
- (5) 賃金を上げた従事者の割合（工事請負：問 4-1、業務委託：問 4-1）
- (6) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託：問 5）
- (7) 従事者の労働意欲向上への効果（工事請負：問 5、業務委託：問 6）
- (8) 従事者の生活安定への結び付き（工事請負：問 6、業務委託：問 7）
- (9) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（工事請負：問 7、業務委託：問 8）
- (10) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法（工事請負：問 8）
- (11) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（工事請負：問 9、業務委託：問 9）
- (12) 賃金実態（工事請負、業務委託）

4. 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
全体	25	22	88.0%
工事請負契約の受注者	3	2	66.7%
業務委託契約の受注者	22	20	90.9%

II 調査の結果

(1) 従事者等への公契約条例の周知方法（工事請負：問1、業務委託：問1）

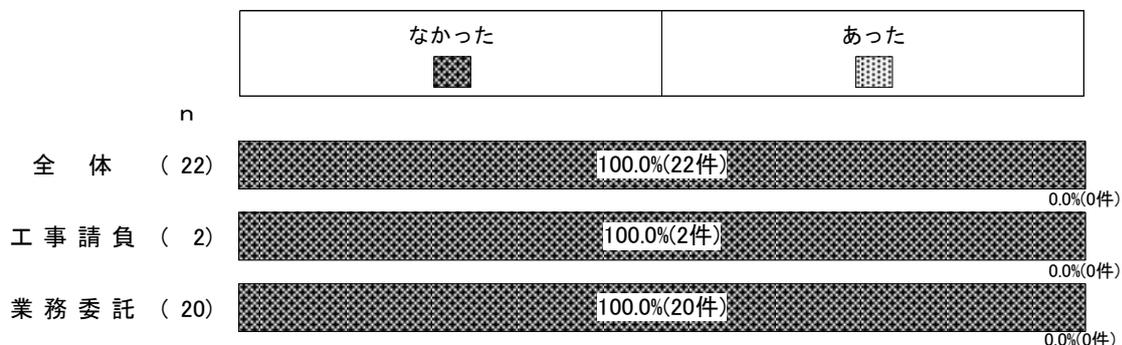


従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉でみると、「口頭により説明し、周知した」が68.2%（15件）で最も高く、次いで「事業所や現場に掲示することで周知した」が27.3%（6件）、「各従事者に個別に書面で周知した」が9.1%（2件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈業務委託〉で「既に賃金下限額を上回っていたので、特に周知していない」があげられている。

(2) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（工事請負：問2、業務委託：問2）

問 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。（○は1つ）



公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉で見ると、「なかった」が100.0%（22件）となっている。

(3) 公契約条例適用による事務負担（工事請負：問3、業務委託：問3）

問 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。

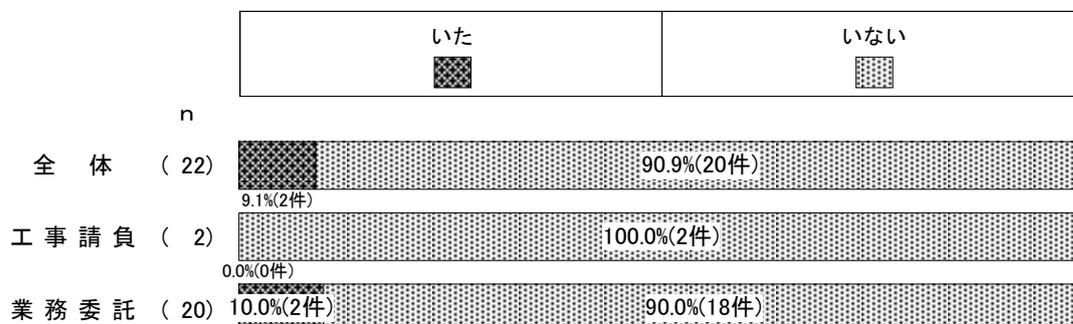
（○は1つ）



公契約条例適用による事務負担を〈全体〉で見ると、「やや負担」が77.3%（17件）で最も高く、次いで「かなり負担」が13.6%（3件）、「あまり変わらない」が9.1%（2件）の順となっている。

(4) 賃金を上げた従事者の有無（工事請負：問4、業務委託：問4）

問 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

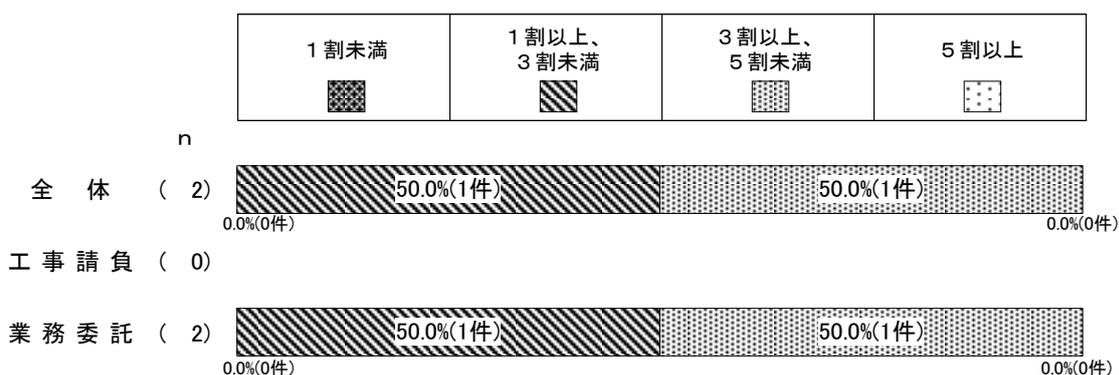


賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉で見ると、「いた」が9.1%（2件）、「いない」は90.9%（20件）となっている。

(5) 賃金を上げた従事者の割合（工事請負：問4-1、業務委託：問4-1）

（賃金を上げた従事者が「いた」とお答えの方に）

問 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）



賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（業務委託：2件）の、従事者の割合をみると、「1割以上、3割未満」が50.0%（1件）、「3割以上、5割未満」が50.0%（1件）となっている。

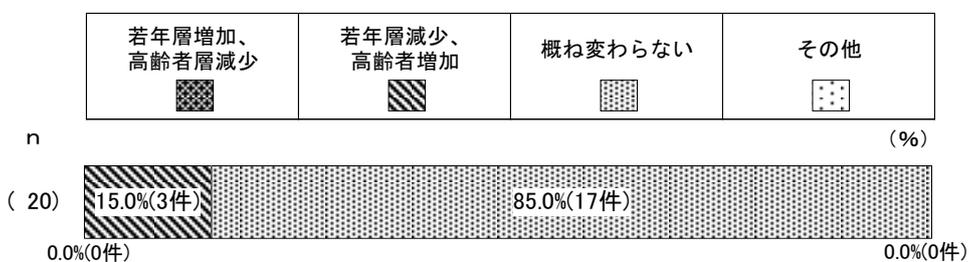
(6) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託：問5）

問 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成26年度と比較して変動していますか。
（それぞれ○は1つ）

① 従事者の人数



② 従事者の構成

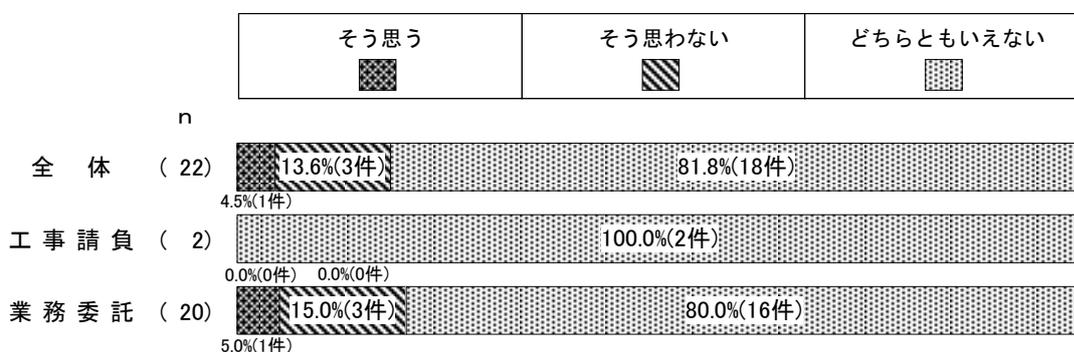


適用案件に従事する従事者の人数をみると、「概ね増加している」が5.0%（1件）、「変わらない」は95.0%（19件）となっている。

また、従事者の構成をみると、「若年層減少、高齢者層増加」が15.0%（3件）、「概ね変わらない」は85.0%（17件）となっている。

(7) 従事者の労働意欲向上への効果（工事請負：問5、業務委託：問6）

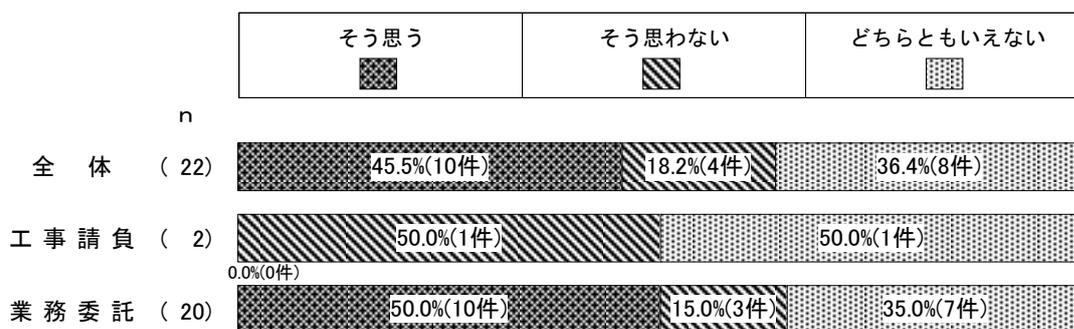
問 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は1つ）



従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉で見ると、「そう思う」が4.5%（1件）、「そう思わない」は13.6%（3件）となっている。「どちらともいえない」は81.8%（18件）となっている。

(8) 従事者の生活安定への結び付き（工事請負：問6、業務委託：問7）

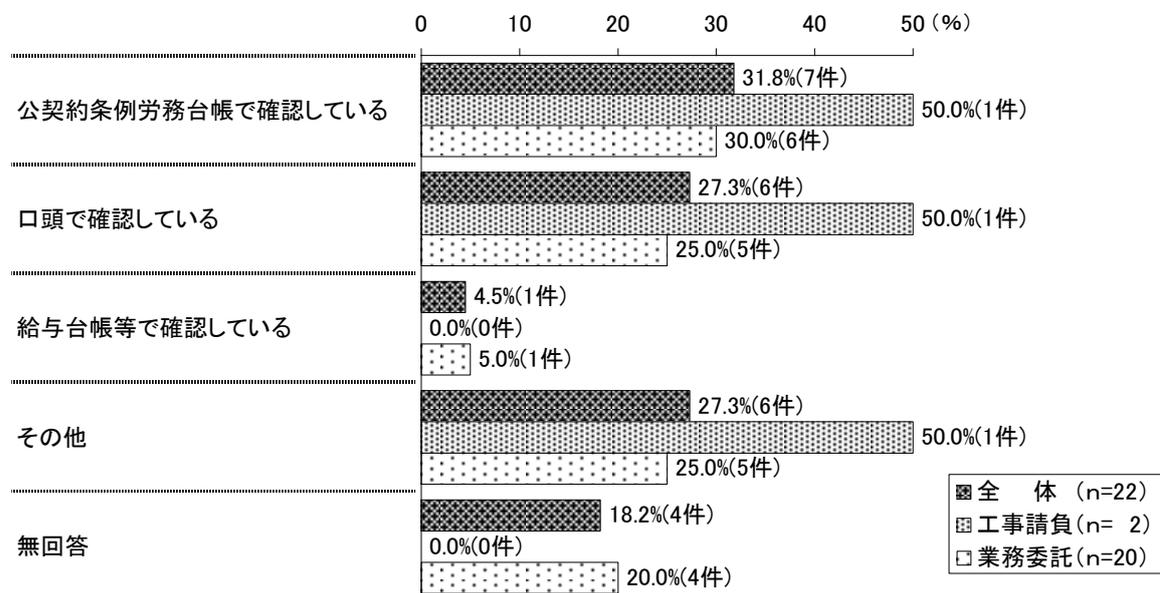
問 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は1つ）



従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉で見ると、「そう思う」が45.5%（10件）、「そう思わない」は18.2%（4件）となっている。「どちらともいえない」は36.4%（8件）となっている。

(9) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法 (工事請負：問7、業務委託：問8)

問 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)



下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉で見ると、「公契約条例労務台帳で確認している」が31.8%（7件）で最も高く、次いで「口頭で確認している」が27.3%（6件）、「給与台帳等で確認している」が4.5%（1件）の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負〉で「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書」、〈業務委託〉で「決まった派遣会社をしているので確認済み」、「下請負者は使用していない」があげられている。

(10) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

(工事請負：問8)

問 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

- ・ 協力業者の責任者を通じて確認。従業員に対する必要性の説明状況と今後の取組み方について確認。基本的に社会保険に加入すると、会社負担者の関係から見掛け上の手取りが少なくなることから、他社へ移る人間もある。社会全体が徹底しない限り難しい。
- ・ 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書及び新規入場者教育アンケート。

(11) 千代田区公契約条例に関する意見・要望 (工事請負：問9、業務委託：問9)

問 その他、千代田区公契約条例に関するご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

〈工事請負〉

- ・ 最低賃金の確保は、業者等の選択において、職人等が不足しているときに考慮するのは難しい。当現場に配置される職人等のみの賃金を高くすることはできないし、賃金の高い職人(その社会的に優秀な人材)のみを配置することのできない会社もあるため。

(12) 賃金実態（工事請負、業務委託）

〈工事請負〉※平成27年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	H26 設計労務単 価(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	2	2,700	2,562	95%	2,657	98%	2,609	97%
2	普通作業員	5	2,363	2,050	87%	2,187	93%	2,078	88%
3	軽作業員	10	1,688	1,428	85%	2,285	135%	1,700	101%
4	造園工	0	2,463	0	0%	0	0%	0	0%
5	法面工	0	2,950	0	0%	0	0%	0	0%
6	とび工	0	2,975	0	0%	0	0%	0	0%
7	石工	11	3,038	2,625	86%	3,125	103%	2,761	91%
8	ブロック工	0	2,875	0	0%	0	0%	0	0%
9	電工	0	2,825	0	0%	0	0%	0	0%
10	鉄筋工	0	3,000	0	0%	0	0%	0	0%
11	鉄骨工	0	2,813	0	0%	0	0%	0	0%
12	塗装工	0	3,075	0	0%	0	0%	0	0%
13	溶接工	0	3,288	0	0%	0	0%	0	0%
14	運転手(特殊)	1	2,650	2,469	93%	2,469	93%	2,469	93%
15	運転手(一般)	0	2,200	0	0%	0	0%	0	0%
16	潜かん工	0	3,238	0	0%	0	0%	0	0%
17	潜かん世話役	0	3,825	0	0%	0	0%	0	0%
18	さく岩工	0	2,938	0	0%	0	0%	0	0%
19	橋りょう特殊工	0	3,263	0	0%	0	0%	0	0%
20	橋りょう世話役	0	3,738	0	0%	0	0%	0	0%
21	土木一般世話役	2	2,875	2,857	99%	2,991	104%	2,924	102%
22	高級船員	2	3,400	2,890	85%	3,295	97%	3,092	91%
23	普通船員	2	2,663	2,441	92%	2,589	97%	2,515	94%
24	潜水士	0	4,463	0	0%	0	0%	0	0%
25	潜水連絡員	0	3,075	0	0%	0	0%	0	0%
26	潜水送気員	0	3,050	0	0%	0	0%	0	0%
27	型わく工	0	2,850	0	0%	0	0%	0	0%
28	大工	0	3,088	0	0%	0	0%	0	0%
29	左官	0	3,013	0	0%	0	0%	0	0%
30	配管工	0	2,550	0	0%	0	0%	0	0%
31	はつり工	0	2,863	0	0%	0	0%	0	0%
32	防水工	0	3,250	0	0%	0	0%	0	0%
33	板金工	0	3,025	0	0%	0	0%	0	0%
34	タイル工	0	2,938	0	0%	0	0%	0	0%
35	サッシ工	0	2,800	0	0%	0	0%	0	0%
36	内装工	0	2,875	0	0%	0	0%	0	0%
37	ガラス工	0	2,688	0	0%	0	0%	0	0%
38	建具工	0	2,888	0	0%	0	0%	0	0%
39	ダクト工	0	2,563	0	0%	0	0%	0	0%
40	保温工	0	2,500	0	0%	0	0%	0	0%
41	建築ブロック工	0	2,663	0	0%	0	0%	0	0%
42	設備機械工	0	2,625	0	0%	0	0%	0	0%
43	交通誘導警備員A	0	1,550	0	0%	0	0%	0	0%
44	交通誘導警備員B	6	1,363	1,205	88%	1,709	125%	1,317	97%

〈業務委託〉 ※平成27年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	H27 賃金下限額 (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務	設備点検保守	31	938	938	100%	1,468	157%	1,136	121%
	警備員	34	938	938	100%	1,428	152%	995	106%
	清掃員	28	938	938	100%	1,200	128%	1,020	109%
	受付	22	938	938	100%	1,100	117%	982	105%
	その他	64	938	938	100%	5,000	533%	1,334	142%
(2)給食調理業務	給食調理	0	938	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	938	0	0%	0	0%	0	0%
(3)警備、車両運行業務	警備員	0	938	0	0%	0	0%	0	0%
	運転手	0	938	0	0%	0	0%	0	0%
	補助者	0	938	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	938	0	0%	0	0%	0	0%
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員	27	938	1,000	107%	1,625	173%	1,063	113%
	作業員	25	938	1,527	163%	2,601	277%	1,964	209%
	その他	0	938	0	0%	0	0%	0	0%
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員	7	938	1,381	147%	0	0%	0	0%
	運転手	14	938	1,123	120%	2,159	230%	1,572	168%
	その他	0	938	0	0%	0	0%	0	0%
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務	60	938	1,000	107%	2,200	235%	1,200	128%
	その他	10	938	950	101%	1,100	117%	1,070	114%

Ⅲ 調査票

(1) 工事請負

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（工事）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問3 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- | | |
|------|-------|
| 1 いた | 2 いない |
|------|-------|

（問4で「1 いた」とお答えの方に）

問4-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問5 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- 1 そう思う 2 そう思わない 3 どちらともいえない

問6 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われませんか。(○は1つ)

- 1 そう思う 2 そう思わない 3 どちらともいえない

問7 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- 1 公契約条例労務台帳で確認している
2 口頭で確認している
3 給与台帳等で確認している
4 その他(具体的に)

問8 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

問9 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

ご協力ありがとうございました。

賃金実態に関する設問(工事請負契約)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の平成27年8月時点のデータを記入してください

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手(特殊)				
15	運転手(一般)				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう世話役				

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
21	土木一般世話役				
22	高級船員				
23	普通船員				
24	潜水士				
25	潜水連絡員				
26	潜水送気員				
27	型わく工				
28	大工				
29	左官				
30	配管工				
31	はつり工				
32	防水工				
33	板金工				
34	タイル工				
35	サッシ工				
36	内装工				
37	ガラス工				
38	建具工				
39	ダクト工				
40	保温工				
41	建築ブロック工				
42	設備機械工				
43	交通誘導警備員A				
44	交通誘導警備員B				

(2) 業務委託

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（委託）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問3 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- | | |
|------|-------|
| 1 いた | 2 いない |
|------|-------|

（問4で「1 いた」とお答えの方に）

問4-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問5 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、平成26年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数（○は1つ）

- 1 概ね増加している 2 概ね減少している 3 変わらない

② 従事者の構成（○は1つ）

- 1 若年層増加、高齢者層減少 3 概ね変わらない
2 若年層減少、高齢者増加 4 その他（具体的に ）

問6 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は1つ）

- 1 そう思う 2 そう思わない 3 どちらともいえない

問7 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は1つ）

- 1 そう思う 2 そう思わない 3 どちらともいえない

問8 下請負者（協力会社）の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。

（○はいくつでも）

- 1 公契約条例労務台帳で確認している
2 口頭で確認している
3 給与台帳等で確認している
4 その他（具体的に ）

問9 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

ご協力ありがとうございました

賃金実態に関する設問(業務委託契約)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の平成27年8月時点のデータを記入してください。

業務の区分 ※1	職種 ※2	従事者数 (人)	時給(円) ※3		
			最低	最高	平均
(1)施設管理業務	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	その他				
(2)給食調理業務	給食調理				
	その他				
(3)警備、車両運行業務	警備員				
	運転手				
	補助者				
	その他				
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員				
	作業員				
	その他				
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員				
	運転手				
	その他				
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務				
	その他				

※1 業務の区分について

1件の委託業務に「清掃業務」と「窓口、管理業務」が含まれるなど、複数の業務が存在する場合は、それぞれの業務に該当する職種の人数、時給のデータを記入してください。

※2 職種について

一人で「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※3 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

参考 公契約条例に基づく平成27年度の賃金下限額 938円/時間